

国民年金保険料収納対策の実施状況(H21')

日本年金機構
(国民年金部)

1. 保険料を納めやすい環境づくり

(1) 口座振替の利用促進

優良納付者で、口座振替制度をまだ利用していない方に対し、口座振替の周知チラシ、返信用封筒を同封した口座振替申請書を被保険者に配布すると共に、年金事務所をはじめ、市町村や金融機関の窓口に設置することにより、口座振替の利用促進を図る。

	平成20年度	平成21年度	対前年比
口座振替利用率	38.0%	36.3%	△1.7%

(注) 口座振替利用率は、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)の保険料納付対象者から口座振替を利用している者の割合

(2) クレジットカード等による保険料納付の促進

被保険者の利便性の向上を図るため、年金事務所にクレジットカード等による保険料納付申出書を設置することで、クレジットカード等による保険料納付促進を行う。

	平成20年度	平成21年度	対前年比
クレジットカード利用件数	32万件	78万件	46万件(+144%)
コンビニエンスストア利用件数	966万件	1,107万件	141万件(+15%)
インターネットバンキング利用件数	38万件	42万件	4万件(+11%)

2. 行動計画に基づく納付督促の実施

国民年金保険料の納付督促業務の委託

市場化テスト受託事業者が、国民年金保険料未納者に対して、電話、文書の送付及び戸別訪問を実施することで、保険料納付督促を行う。

○要求水準(目標とする獲得納付月数)の達成状況

[平成19年度開始分(95事務所)]

	現年度達成率	過年度達成率	合計の達成率
H19. 10~H20. 4(第1期)	120.0%	79.3%	94.2%
H20. 5~H21. 4(第2期)	81.2%	106.8%	97.1%

[平成20年度開始分(90事務所)]

	現年度達成率	過年度達成率	合計の達成率
H20. 10~H21. 4(第1期)	86.9%	76.4%	81.4%

3. 所得情報を活用した強制徴収の拡大

ある一定の所得があるにも拘わらず国民年金保険料を納付しない者に対し、市区町村の所得情報を活用して財産調査等を実施し、催告等を行うことで、強制徴収を実施する。

	平成20年度	平成21年度	対前年比
最終催告状発行件数	16,350件	17,131件	781件(+5%)
督促状発行件数	8,160件	10,061件	1,901件(+23%)
差押件数	5,534件	3,092件	△2,442件(△44%)

4. 免除等制度の周知等の実施

免除等に該当すると思われる被保険者に対して、市区町村からの所得情報等を活用し、免除勧奨用チラシや免除申請書の送付等を行うことにより、免除勧奨を実施する。

	平成20年度	平成21年度	対前年比
第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)	1,966万人	1,951万人	△15万人
全額免除者数等合計(割合)	521万人(26.5%)	535万人(27.4%)	14万人(+2.7%)
法定免除者数(割合)	114万人(5.8%)	120万人(6.2%)	6万人(+5.3%)
申請全額免除者数(割合)	204万人(10.1%)	215万人(11.0%)	11万人(+5.4%)
学生納付奨励者数(割合)	165万人(8.4%)	163万人(8.3%)	△2万人(△1.2%)
若年者納付猶予者数(割合)	37万人(1.9%)	37万人(1.9%)	0(+0%)

(注1) 第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、年度末における被保険者数である。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

国民年金保険料収納対策別における効果

○ 保険料を納めやすい環境づくり

・口座振替の周知チラシ、返信用封筒を同封した口座振替申請者を被保険者に配布すると共に、市町村や金融機関の窓口に設置し、口座振替の利用促進を図る。

	平成20年度末	平成21年度末	対前年比
口座振替加入者数(人)	5,618,785	5,270,766	△348,019

【効果】 優良納付者の減少に伴い、口座振替の利用者も減少している。

・被保険者の利便性の向上の観点からクレジットカードによる保険料納付を可能とする。

	平成20年度末	平成21年度末	対前年比
クレジットカード利用による納付件数(件)	324,871	778,068	453,197

【効果】 勧奨の結果、毎年度利用者が増加している。

・被保険者の利便性の向上の観点からコンビニエンスストアにて保険料納付を可能とする。

	平成20年度末	平成21年度末	対前年比
コンビニエンスストア利用件数(件)	9,663,012	11,072,659	1,409,647

【効果】 勧奨の結果、毎年度利用者が増加している。

・被保険者の利便性の向上の観点からインターネットバンキングによる保険料納付を可能とする。

	平成20年度末	平成21年度末	対前年比
インターネットバンキング利用件数(件)	377,017	420,539	43,522

【効果】 勧奨の結果、毎年度利用者が増加している。

○ 行動計画に基づく納付督促の実施

- ・国民年金保険料収納業務については、民間ノウハウを活用した効果的な納付督促を実施する。
- ・平成19年10月より95ヶ所で実施、平成20年10月より90ヶ所追加した。平成21年10月より残りの127ヶ所において、免除勧奨業務を追加して、全ての社会保険事務所で実施した。

平成19年度開始分(95ヶ所)	現年度納付月数	過年度納付月数	合計
H19. 10～H20. 4(第1期)	1,813,587	2,074,687	3,888,274
H20. 5～H21. 4(第2期)	1,971,019	4,240,516	6,211,535

平成20年度開始分(90ヶ所)	現年度納付月数	過年度納付月数	合計
H20. 10～H21. 4(第1期)	1,207,612	1,188,441	2,396,053

○ 所得情報を活用した強制徴収の拡大

- ・度重なる納付督促にも応じない国民年金保険料未納者に対して、最終催告状を送付して納付督促を行い、それでもなお保険料を納付しない者に対しては、差押を含めた滞納処分を実施する。

	最終催告状	督促状	財産差押
平成20年度末	16,350	8,160	5,534
平成21年度末	17,131	10,061	3,092
対前年比	781	1,901	△2,442

【効果】 最終催告状送付から督促状送付は平成20年度を上回っているが、財産差押については、20年度を下回っている。

○ 免除等制度の周知等の実施

	法定免除	申請(全額)免除	学生納付特例	若年納付猶予
平成20年度	1,143,883	2,042,874	1,650,757	371,061
平成21年度	1,203,246	2,146,241	1,626,606	373,528
対前年比	59,363	103,367	△24,151	2,467

	1/4免除	半額免除	3/4免除	計
平成20年度	76,822	174,526	266,925	518,273
平成21年度	67,394	156,304	250,303	474,001
対前年比	△9,428	△18,222	△16,622	△44,272

【効果】 全額免除及び若年納付猶予については、増加しているものの、学生納付特例及び多段階免除については、減少している。